

● 貸付金申請書類チェックシート ●

STEP 1

就職決定前に提出するもの

- ☒ 利用計画書(第2号様式)

STEP 2

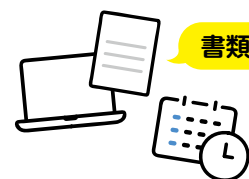
就職決定後、申請を行う際に提出するもの

- ☒ 貸付申請書(第1号様式)
- ☒ 個人情報の取扱いについて(同意書)(第3号様式)
- ☒ 公共職業訓練又は求職者支援訓練修了証明書(第4号様式)
- ☒ 就労証明書(第5号様式)
- ☒ 住民票(申請者本人のみ)
- ☒ 連帯保証人の所得・課税証明書(原本)又は確定申告書の写し
※ 自営業の方は確定申告書の写し

STEP 3

毎年4月に必ず提出するもの

- ☒ 現況報告書(第20号様式)



書類様式のデータは？

申請期間はいつまで？



※様式は、熊本県福祉人材・研修センターのページからダウンロードできます。また、窓口でも配布しています。



熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター

所在地 〒860-0842 熊本市中央区南千畑町3番7号(熊本県総合福祉センター 4階)

開所日・時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

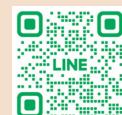
問い合わせ TEL 096-322-8077 FAX 096-324-5464

✉ jinzai@kumashakyo.jp

公式ホームページ

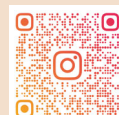


LINE公式アカウント



@jys9642k

Instagram公式アカウント



@kumamotoshakyo

はじまりを
サポートします！

熊本県内で **介護分野への就職**
をお考えのみなさまへ

就職準備金をお貸しします

● 介護分野就職支援金貸付事業 ●

公共職業訓練又は求職者支援訓練による介護職員初任者研修等を修了し、
新たに介護保険サービス事業所で介護職員として就労する方に対し、
就職するための準備金を貸し付ける事業です。



返還免除
制度あり

最大貸付額

20万円

無利子

1人1回まで

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター

対象となる要件を満たし 審査で認められた方に
就労準備のための費用を**無利子**でお貸しします

貸付額

最大 **20万円** (1人1回まで)

以下のような費用が対象です。



家庭環境の 整備費用

子どもの預け先を
探す際の活動費・
転居費(敷金・礼金)
など



学び直しや 資格取得の費用

介護に係る情報収集や
講習会参加経費・
参考図書購入費
など



働く道具の 準備費用

仕事用の被服費・
通勤手段の購入費
(自転車やバイク)
など

その他、就職する際に必要となる経費として適当と認められた経費が対象となります。
詳しくはお問い合わせください。

申請から交付までの流れ

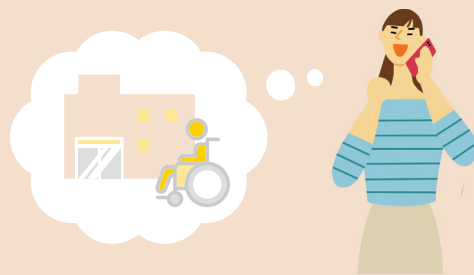
STEP 1 利用計画書提出・就職活動



所定の様式で「**利用計画書**」(**裏面** 参照)を提出してください。

就職先を探します。熊本県福祉人材・研修センターで「求職登録」をしている方は、担当制の**相談員による紹介・あっせん**も可能です。

STEP 2 就職先内定・貸付金申請



就職先が内定したら、必要書類を準備し、熊本県福祉人材・研修センターで「**貸付金の交付申請**」を行ってください。

※必要書類については **裏面** をご確認ください。
※介護職員その他主たる業務が介護等の業務であることが要件となります。

対象施設
の一例

・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設
・訪問介護事業所 ・通所介護事業所

STEP 3 審査・交付



熊本県福祉人材・研修センターで申請書類の**審査**を行い、**貸付の可否**を決定します。

審査で認められた方に、**貸付金を一括交付**します。

※審査で認められた場合、貸付決定後、約20日で一括交付されます。

就労後、毎年4月に所定の様式で「**現況報告書**」(**裏面** 参照)を提出してください。

貸付の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります

- ✓ 公共職業訓練または求職者支援訓練により、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了した方
- ✓ 熊本県内の介護保険サービス事業所に就労した方もしくは就労を予定している方
※就職する事業所によっては、貸付の対象とならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- ✓ 利用計画書を提出した方
- ✓ 「離職した介護人材の再就職準備金」または「障害福祉分野就職支援金」の貸付を受けたことがない方

連帯保証人について

申請には連帯保証人が1名必要です。下記の(1)～(3)の要件をすべて満たす方を連帯保証人としてください。

- (1) 申請時に70歳未満であり、独立して生計を営んでいる方
- (2) 安定した収入がある方(住民税が加算されている)
- (3) 返還が生じた場合、申請者と連帯して債務を負担できる方

※次の項目に該当する方は連帯保証人にはなれません。

- (1) 県社協から修学資金等の貸付を受けている方 (2) 申請者同士が互いに連帯保証人になっている方
- (3) 債務整理中である方(自己破産や個人再生等)

貸付金の返還について

返還免除

以下の全ての要件を満たした場合、貸付金の返還が免除されます。

- ① 熊本県内の介護保険サービス事業所で、介護職員の業務に継続して2年間従事する。
- ② 雇用期間が730日以上かつ業務従事日数が360日以上
- ③ ①の要件を満たすまでの間、毎年度初めに現況報告を行う。

返 還

上記「返還の免除要件」を満たさない場合は、貸付金を返還していただきます。

返還方法

一括または月賦(20月を上限とする。)

月賦返還のモデルケース

20万円貸付の場合:最長20回払い

月々 10,000円

×20回払い ▶

20ヵ月で完済

※返還になった場合で、返還すべき日までに返還しなかったときは、残元金に対して延滞利子が発生します。